

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號二第 卷一十第

## 論 說

徳川時代の税制……………法學博士 瀧本 誠一

基礎社會の發達方向(一)……………文學士 高田 保馬

租税の限度に就きて(二・完)……………法學博士 神戸 正雄

鎌倉時代の家族制度(七・完)……………文學博士 三浦 周行

マルクスの労働價值論の根本命題(一)經濟學士 堀 經 夫

## 時事問題

經濟界不安の繼續……………法學博士 戸田 海市

超過所得税論……………法學博士 小川郷太郎

## 雜 錄

現代支那に於ける社會上の一缺陷……………文學士 小島 祐馬

收穫遞増減の諸觀點……………法學士 石川 興二

ラレーの「和蘭貿易に關する考察」……………法學士 山口正太郎

近刊の經濟史に關する三著述……………法學士 本庄榮治郎

# 經濟論叢

第十一卷 第二號 (通卷第六十二號) 大正九年八月發行

## 論 說

### 徳川時代の税制

瀧 本 誠 一

徳川時代の税制は所謂御領と私領とに依つて大なる相違あり、又關東と關西關東關西と云ふ言葉は甚だ漠然たる語であつて、昔は逢坂の關より以東三十三ヶ國を關東と云ひ、以西三十三ヶ國を關西と云つたものなりしが、徳川時代には一般に箱根以東奥羽に至る國々を關東八州と稱し、其他は東海道筋、北國筋、中國筋、上方などに分けて稱したものである。然れども徳川氏の勘定所にて關東方と云ふは武藏、相模、上野、下野、上總、下總、安房、常陸及伊豆、甲斐、出羽、陸奥の十二ヶ國を指して云ひ、上方とは五畿内と近江、丹波、播磨の三國を合稱するのである。又全國を關東方と上方との二ツに分けて云ふ時には東海道筋、中國筋、四國、西國、北國筋皆合して上方筋と云ふのである(地方凡例錄に據る)とに依つても往々同しからざる所あり、其他藩々に於て各々其の制度、取立法及名稱等を異にするのみならず、甚たしきは一藩内一郡内に在つてすら之を區々にするが如き有様であつて、要する所日本全國到る所皆當局の思ひ通りに勝手に事をヤツて居つたものである、故に税制の詳細を述べんとすれば、中々複雑したる問題であつて、一朝一夕には之

を盡し難いのである、依つて余は今此に徳川時代の税制など、稱するも、其實は當時の租税中殆んど唯一の地位を占めて居つた田租及之に關する問題に就き、唯たホンの概略を述ふるに過ぎないのである。

我國の田租は上古は皆稻で納めたので、租稻何束何把と唱へたものである、中世に至り何石何斗と云ふ様になり、稻で納めずして、粃納めに改まつたのであつて、戰國時代までは何れも皆粃の儘に上納したのである、殊に戰國時代に於ては租税として農民より取上げたる米の大部分は兵糧として城中へ蓄へたもので、ソレには粃米でなければ蟲害腐爛の患を防ぐことが出来なかつたのである、然るに元和年間徳川氏の世の中となり、始めて玄米納の制となり、爾來引續き明治の初年に至るまで、田租は一般に玄米を以て納めたのである、但し上方の國々には三分一銀納なる事あり、是れは専ら畑年貢を稱したるものにて名稱は銀納であつても、實際は關東の夏成(畑税)の如く夏期に納めずして、秋成(田租)と一緒に玄米納にするの慣例であつたのである。上方の三分一銀納は勿論初めは銀錢で納めたものなるが故に此の名稱が生じたことなるべし、奥州にては之を半石代と稱し、甲州にては大功小功と云ひ、西國九州にては麥石と稱し、中古までは皆麥で納めたのであるが其の後大抵米納に改めたのである。

さて此の田租は如何なる方法にて取立てたかと云ふに、ソレは世人の周知するが如く檢見取(檢見は毛見とも書く)を定免との二ツの方法であつて、檢見取とは年々地頭より役人を派出して百姓の田地の立毛立毛は米作を云ふ、左傳杜預曰毛草也、又韓詩外傳曰草木地之毛髮也、毛の出典は此にありと思はるを見分せしめ、其の出来不出来を視察し

て、租税の取個を定むるのであつて、通例は耕地一枚々に坪刻なる事を行ひ、一坪だけの實收を調べて見て其の平均收穫を極めたものである、然れども檢見の方法は種々あり、小檢見、大檢見、居檢見、遠檢見若くは投檢見など色々の仕方があつて、國々處々に依り、何れも其のヤリ方を異にして居つたのである、又定免と云ふは例へは十年とか十五年とかの收穫高を平均し、一定の税額を極め、三年とか五年とかの期間を限りて、其の期間中は歳の豊凶に拘はらず、定額の税を納めしむるのである、而して税の事を免と稱する由來は詳かならざれども、佐藤信淵は其の著「農政本論」に於て「割付免狀」の題下に「免狀（年貢割付の事にて現今の徵稅令書なり）は上に説く如く是程は年貢に收納し、其餘は百姓の作徳分に免し遣はすの義なり、今時には厘付リツケ（元來は税は厘毛も切捨てずして取上くと云ふことなれども普通税の取個を仕出して村の郷帳へ記入することを云ふので詰り税率を定むる事である）の事をも免狀と云ひ、下札ケツカ（年貢割符の事なり）の事をも免狀と云ふ、何れも皆同意にて上より免じ下さるゝ年貢の書付と云ふ義なり」（農政本論 寫本中卷上）と云ひ、又深田九阜の「惺々齋漫錄」には「今地方の賦税に免の字を用るは字義にあたらざる事也、古へはゆるすことは免と云しなるべし、山城國八幡は志水甲斐が領地なり、甲斐の家來松崎某と云へる者語り侍りしは八幡は今に於てゆるすことを免何ほご、云ふ由、此等は古き言の遺りし也」（寫本卷三）とあり、信淵の説の前段に於ては「取るだけを上へ取つて其の餘

りを百姓へ免るし遣はすの義なり」とし、その後段に於ては「上より免じ下さるゝ年貢」云々とあり、殘して遣はすのを免と云ふか、年貢は是れだけで宜しいと云つて免るしてやるが故に免と云ふのか、其の邊は分明ならず、又九阜の説では免の字は現今では賦税の意義に使用すれども、昔は凶歲か何かの事由で、年貢を輕減若くは免除したる場合に其の減免の額を云現はすが爲めに、免何程と稱したりと云ふの意味なるか、是れ亦明確を欠くの解釋なれども、兎に角徳川時代に於て一般に税その物を免と稱へて居たことは世人の知る所である。

檢見取は我國古來の租法であつて其の行はるゝや久しと雖、定免は比較的近年に始まつたもので、一説に依れば享保年中より行はれたとの事である。地方藩廳集に古はと免と云ふ事なし享保年中より始るとあり果して然るや否分らざれども、定免に關する種々の規定、例へば凶歲にて三分以上の損毛ある時は破免(今日の免税)とし、三分以下のときは百姓の損毛とし、川欠(出水等に田を流さるゝ事)山崩等にて小前(小作人)の持高十分一以上の損毛ある時は訴出次第(出願次第)之を改正する等の事及定免願出の際には小前連印村役人奥判にて請證文を差出す等の規定は總て皆享保年中に定りたる事なれば、此等の點より推測すれば、定免は矢張此の時代に始まりたるものなるべしと思はる。

當時田租の取個は何程であつたかと云へば、或は四公六民或は五公五民などが通例なりしかども、其の割合は國々處々一定して居らなかつたものである、領主給人の苛酷なる支配の下では六

公四民などの重税を課せられ居たる處なきにあらざりしも、一説に依れば徳川氏の領内即ち所謂御領地は享保年中八代將軍吉宗の時に五公五民の制に定つたとの事なれども、太宰春臺は當代は十分の四（即ち四公六民）を通法とすと（經濟錄）述べて五公五民にあらざることを辨し居る様である、然れども縣令須知の著者谷本教は此の説を非なりとし、國に依り所に依つて高十石に年貢は二三石に當らざるもあり、又七八石十石に及ぶもあれども

高十石に十石の年貢を取らるゝ所あるは表面の高は十石にても實高は十五石も二十石

もあるが如き場合  
あるが故なるべし各其實は出來形石數（實收穫の事なるべし）の四分か五分か若く又六分にも當るべし、一様に高十石の内より四石を取るを以て通法とはなし難しと論じ居るも、ソレにしても四公とか五公とか一般の標準は大抵略々定つて居たるに相違なかるべくして、而かもソレは春臺の云へる四公六民よりは寧ろ五公五民の方が實際に行はれて居たる税率らしく思はるのである、現に大石久敬も亦此の五公五民説であつて、彼は其の著「地方凡例錄」に「天和貞享の頃に至り追御政事も改りたる由にて其節より五公五民の法發りたりしか、其始不詳」と云へるを見れば貞享以後元祿乃至享保の頃即ち春臺在世の時代に於ては勿論五公五民の制を實行して居たるもの、如し、然るに春臺が當代は十分の四を通法とすると述べたるは、現在其時が四公六民の制であると云へるにあらず、所謂當代とは御當家と云ふの意味であつて徳川家の税法は本來四公六民を通法としたものであると論じた様にも取らるのである、ソレは何故かと云へば前代豊臣氏の時代

には御領と私領とを問はず、賦税は一般に甚だ重くして其の家譜に明示するが如く「天下之賦税、三分二者地頭取之、三分一者耕民可自取之」とありて、收穫の三分の二は公租として取上げられたのである、

地方凡例録には地頭三分一、百姓三分二とし、豊臣氏の年貢は四分六分より猶輕しと云つて全く反對の事を記せり、何れが事實なるや詳ならざれども地方凡例録の記事は恐らくは誤傳なるべし是れは頗

ふる重税であつて六公四民よりも猶重しと雖、當時は朝鮮征伐にて諸大名海外出征等の必要あり、内外の費用甚だ多端なりしかば、豊臣氏は己むことを得ず斯る重税を許したのである、然るに其後徳川氏の世の中となり民力休養の必要ありしより、大に田租の輕減を斷行して、四公六民の割合に定めたものである、即ち熊澤蕃山が集義外書に四分六分は天下の定めであること云つて居るのは此の事であつて、蕃山時代には猶此の四分六分の制を實行して居つたものと思はる、地方凡例録を見れば「兵農分レテヨリ（北條時代を云ふなるべし）諸國租税ノ法大ニ變ジ、上田ハ六分地頭へ納メ、四分百姓取、中田ハ四分年貢、六分作徳、下田は二分地頭へ納メ、八分百姓作徳トス、之ヲ平均シテ地頭四分、百姓六分ヲ取、地頭四分ノ内一分ハ朝家ノ租税トシテ國用ヲ足ス」と古書に見へたる由を述べて、平均四分六分が北條氏以來の通法であつた事を論じ居るも、此の通法は豊臣氏に至り一旦廢滅に歸して前記の如き重税になりたるを、徳川氏に及び民心を收攬するの策として、何時の頃か四分六分即ち四公六民の制を採用したのである、然れども徳川氏は豊臣氏時代に於ける六尺五寸步即ち方六尺五寸を以て一坪となし居たるを、六尺繩に縮め、現行のソレ

の如く方六尺を以て一坪と定め、一反の内にて六十坪を減したるが故に徳川氏の四分六分は豊臣氏より却つて重税になつたと云ふの説を唱ふる者あり(星野常富、田制沿革考を見るべし)成る程段取ケンブツを主とする地方に於ては此の歩法(坪の廣狹)の變更は直接に大影響があつたに相違ないのである、上方にては租税の取個を厘取リと稱し、關東には段取ダンと稱す、厘取は石高を標準とし段取は段別を標準として取個を定むるのである併しソレは兎に角、徳川氏がその初代に於ては四公六民の古制に復して民心の收攬に勉めたることは疑ひなき事實なりしなるべきも、五代將軍(綱吉)乃至六代將軍(家宣)の時代より幕府の財政漸く窮乏を訴へ、其の入を計つて出を制するの成規を守ること能はざるに至りしかば、遂に復た古制を破つて増税の止む可らざるに及び、御領一般に五公五民の制に改めて農民の收穫の半分を正税として取り上ぐること、なりたるのである、但大名の私領は其の以前より既に五公五民若くは其の以上の重税になつて居たるやも知れないのである、「地方一様記」には、年貢の取個は御領私領にて格別の異なきも、國々所々、私領は御領よりも高免なりと記るしあれば、徳川氏が五公五民の重税に改めたるは其の御領民に於て格別の壓迫を感じなかつたものと想像せらるゝのである、尤も徳川氏の政策はその中葉頃に至る迄は常に最も巧妙を極め、愚民を瞞着するには頗る狡猾なる手段を用ひつゝあつたので、此の増税實行の場合に於ても固より公然と法令を發して、何年何月より五公五民に改正すると布告したるものにあらず、記録にも留めざれば口碑にも傳はらず、何時の間にか御領の百姓は皆悉く



此の重き負擔を課せられて居ると云ふことになつたのである、是れが「地方凡列録」の著者大石久敬を始めとして所謂地方巧者の名ある人々すら、徳川氏が五公五民の制を採用したるは何れの時代なるや明確にその始めを知らざる所以なるべし。

徳川氏時代に於ける農民の負擔は前記正税の外に所謂小物成浮役等の名稱を付せられたる種々の雑税あり、又村高に課せられたる諸役の中には三役、夫米銀など特種の義務を負へるものありて、是は何れも輕からざる負擔であつたのである、小物成は小年貢(年貢を物成と云ふ)の意にて田畑より納むる正税と同じく郷帳に記入しある野錢、山錢、林永、漁獵役等錢と云ひ永と云ひ役と云ふも皆同事なれども

唯々習慣に依つて其の稱呼を異にするのみを云ひ、浮役とは分一金、何運上、何冥加などの名稱を付し、或は何役何永と稱一するものもあり

定の年期を極めて定額を上納せしめ、又は臨時に取立つべきものにして、郷帳に記入せざるものを云ふ、分一金は收穫の何分を取ると云ふので、例へば鱒漁分一、鮎漁分一、市場分一、請山分一の類である、運上は上より一定の額を極つて取立つるものにて、冥加は下より何程納めると云つて願出るものを云ふのである、興行もの及び免職免職とは風呂屋とか床屋とか或る一定の職業を營まんとして其餘へ出願して營業を許可して貰ふことなりする者が其餘へ出願して營業を許可して貰ふことなり、對する手数料の如きものは則ち冥加金と稱するのである、此等は總て皆繁雜にして累はしき負擔なりしが、就中農民に多大の迷惑を蒙らしめたるはその村高に課せられたる諸役である、諸役の主なるものは徳川氏の三役、各大名の夫米銀である、三役とは第一は御傳馬宿入用米と稱し、

村高百石に付米六升を課し、寛永四年より始まる

第二は六尺給米と稱し

將軍家の御臺所にて召使ふ人夫など中古は皆百姓を使用したるものなれども双方の便宜上代金

にて徴收する事なる

第二は御藏前入用と稱し、上方は村高百石に銀十五匁、關東は同永二百五十文宛を納む

ることゝなつて居つたのである、此の價例は享保年間又夫米銀は各藩何れも多少の相違ありたるも、

大抵百石に付米二斗五升乃至一斗四五升宛を割付けられたのである、尙此の外地頭が京都などの在

番を仰付けらるゝが、又は屋敷が火災に罹りたる折などには夫れ一村高に應じて相當の負擔を

課せられ、通例高百石に付金三兩位なりと云ふ又川普請、道普請等の折、人夫を課せられたる場合に於て、農事の都合

若くは鰥寡孤獨老衰疾病等にして、出働すること能はざる者は、相當の出金を爲さざる可らざる

のであつて、是を總て夫錢と稱したのである。

然れども當時農民が最も苦痛を感じたるものは例の助郷である、助郷は五街道東海道、中山道、日光街道、奥州街道、

甲州の沿道各村に負擔せしめたる特種の役務である、尤も助郷の義務ある村々は三役は御免の制

なれども、東海道の如き幕吏及諸大名の往來頻繁なる所にては、其の沿道二里三里遠きは五里も

隔りたる村にても、此の役務を勤め、各々其の石高に應じて割付けられたる人馬は、前日より指

定の宿場へ出て、御用の當日は朝から晩までコキ使はれ、其の夜は其處へ宿つて翌日夫れ一

村方へ歸るのであつて、一日の勤めの爲めに前後三日を費やすの例である、勿論その人馬は少額

の賃錢を支給せらるゝ事なるも、此等は到底宿料食費其他に小遣錢の半額にも足らずして、莫大

の足前を要したるのみならず、一回の徴發に三日も潰さるる爲めに農事繁忙の期節などには村々皆非常の迷惑を蒙つたのである。殊に此の助郷の負擔は徳川氏の央はより年々歳々著るしく増加したるものと見へ「地方凡例録」の記する所に依れば中山道新町、倉賀野、高崎、安中、板鼻等の助郷人夫の割合は、享保年間には、村高百石に付五十人なりしに、其後僅々四十餘年を経過して、安永天明の頃に及んでは、其の割付高二、四百人の多きに上り、殆んど八倍の増加を見るに至れりと云へり、百石に付三四百人と云ふは事實餘り過大にはあらざるかの疑なきにあらざるも、兎に角此等の負擔が歳を追ふて増加しつゝあつたことは明白である。而して斯くの如きは中山道沿線の村々に限りたるにあらず、所謂五街道の沿線は總て皆同様であつて、殊に東海道筋の如きは年々更らに幾倍の増加を爲したるや知る可らざるのである。五公五民の輕からざる正税の外に、斯る荷重の負擔に對して當時の農民は如何に之を堪へたるかは、今日吾人に想像の及ばざる所である。

然れども元來農民の負擔の輕重如何は其の取個の割合よりは、寧ろ實際上に於ける之が取扱の如何にあつて存するのである。徳川氏は其の初代より大に百姓を懷柔すると云ふ美名を吹聴しつつ、其の實は勝國の時よりは却て大に拵克を肆にし、言語同斷なる殘虐の取扱を爲したる事は、何人も疑はざる事實である。夫の家康の謀臣本多佐渡守正信の建策に出でたる施政の方針は「百

姓には一年の入用夫食を積らせ、其餘を年貢に收るべし、百姓は財の餘らぬ様に不足なき様に治る事が道なり」と云ふのであつて、宛も今日の社會主義者が剩餘價値の掠奪者として攻撃しつつある剛欲非道の資本家よりは尙一層甚たしきもの、如くなるも、徳川氏は歴代此の恐るべき政策を實行し、天下の根本とも稱する百姓に對しては、常に絞れるだけ其の膏血を絞り取つて、唯々餓死に及ばしめすと云ふことを標準としたものである、故に此等の事情に依つて之を推察する時は徳川氏の税制は五公五民と云ふ輕からざる負擔であつたのみならず、其の實際上の取扱に至つては、尙更ら願ふる苛酷であつたと云ふ事は、勿論想像するに難からざるのである、殊に檢見取の如きに至つては之に従事する吏員の手心次第、寛嚴如何様にも出來ることであつて、表面に定めある取個はドウ云ふ事になつて居つても、實際の取扱は輕くすることも重くすることも、吏員の勝手になるのである、故に取個の定めよりは、寧ろ取扱如何の方が農民の運命を決する重大問題であつて而かも當時地方の事に關係したる俗吏の多くは一般に百姓を虐待し、出來得る限り絞り取るを以て上カミに對する御奉公と心得へ、其の上たる者も、皆斯くの如き俗吏を忠義者として信任するの傾向ありしかば、農民は愈々益々悲酸の域に沈淪するに至つたのである。

徳川時代に於ける農民の負擔斯くの如く過重なりしが爲め、種々の惡結果を生じたるは著明の現象であつて、彼等は之か爲め次第に疲せ衰へ、肥料其他の手當も行き届かずして、生産は年々

に減少し、遂に府庫の收納高も亦隨て減少するに至りたるは蔽ふ可らざる事實である、されば元祿享保以降徳川政府及諸大名の財政は非常の窮迫を訴へ、其の収入は支出の半額にも及ばずと云ふが如き未曾有の困難に逢着したる其の原因を尋ねれば、一には太平の餘澤上下一般に奢侈に赴きて、巨額の支出を促かしたるに依るなるべきも、亦一には田租の法、及其の取扱上、無理非道の培克のみを事として、民力の休養などに留意するものなく、徒らに眼前の利害に汲々として農民の膏血を極端に絞り上げたる結果、却て其の收納を減少したるものなることは余の辯を待たざる所である、「羣碎錄」に税多税少、税少税多と云ふ奇言がある、徳川氏の中世以來は確かに此の奇言の前半を事實上に證明したるものと云はざる可らず。

加之ならず重税の結果、大に田地の改良を妨けたるのみならず、上田は下田と變じ、下田は遂に荒蕪地と變するが如き有様を來し、農村は漸次甚たしき衰微を呈するに至りたるは、是れ又明白の事實にして、徳川氏の末年には特に著しく此の兆候を顯はしたるもの、如し、或る論者は當時農村が痛く衰微して荒蕪地の増加したる原因は専ら農民が力耕を厭ふて商となるの事實に歸し、嚴しき令を出して農民の商となることを禁止すべしと云ふの意見を主張したるも、其の實必ずしも然らずして農民が其の居村を離れて都會の地に集まるの傾を生したるは、社會の發達に伴ふ自然の大勢であると同時に、當時徳川氏及諸大名が何れも競つて農民を横奪したるより、彼等

は其の負擔に堪へず、止むことを得ずして、田畑を棄て居村を轉退するの不幸に遭遇するに至つたのである。農氏を苦しめたる惡收の結果、斯くの如き慘狀を呈したることは嘗た我國のみならず、時の近古に關せず、洋の東西を問はず、世界の歴史の證明する所である。余輩曾てモムゼン氏の羅馬史を閲し、伊太利の農氏が政府の苛税に苦められて、妻子離散の慘狀に陥りたる事を記するに至り、宛も我が徳川時代の農村を目撃するの思を爲して轉た感慨に禁へなかつたのである。故に今之を歴史に徴するに農村の荒るゝは單に其農氏のみ罪にあらず、暴政府が培克の結果、亦大に與かつて力あることは世界共通の事實である。徳川氏末年の學者等が偏へに農氏を責めて、其の轉業を防止せんと企てたるは思はざるの甚たしきものである。